鹿町小学校　いじめ防止基本方針

【めざす子ども像】

Ⓒ じっこうする子
Ⓚ かんがえる子
Ⓜ まごころのある子
Ⓒ ちからづよい子

【ＰＴＡとの連携】

<直接的な連携・情報共有>

①学級懇談会
②連絡帳
③訪問・電話による連絡

<家庭への啓発>

①学校・学級便り
②保健・図書便り
③ホームページ
④研修会・講演会
⑤安心安全メール

【いじめ対策委員会】

<参加メンバー>

校長・教頭・教務主任
生活指導主任・養護教諭
（必要に応じて）
担任・関係職員

<機能>

①組織編制
②計画立案
③実践チェック

【関係機関】

〇佐世保市教育委員会（24-1111）
〇子ども子育て支援センター（25-9705）
〇子ども女性障害者支援センター（24-5080）
〇江迎警察署（66-3110）
〇深江駐在所（65-3627）
〇青少年教育センター（22-0781）
〇人権擁護委員協議会（24-4850）
〇民生児童委員・主任児童委員
〇スクールエリア推進委員会

【いじめ防止についての視点】

キーワードは「自己有用感の醸成」「居場所作り」「ストレスの解消と社会性の育成」

（１）楽しい授業づくり

①授業をとおして児童参加型の授業を仕組み、わかる喜びを感じさせ、自己有用感を高める。
②学習規律を徹底させ、意欲と仲間を大切にする気持ちを培う。
③授業を通して、児童にコミュニケーション力を育む。
④人権や言葉遣いに配慮した言動を育てる。
⑤社会体験や交流体験を２～３ヶ月に１回行い、児童が自ら「気付く」「学ぶ」学習を仕組む。
（体験学習・地域での学習・保幼小中連携等）

（２）ふれあいを育む体験活動の重視

①児童が主体的に活動し、感動や驚きを感じ取る学習を仕組む。
②地域に出向いて、「地域を学ぶ」「地域とともに学ぶ」「地域のために学ぶ」学習を仕組む。
③保護者や地域の方々との交流、及び保幼小中連携を推進する。

（３）特に強化する時期

〇年度当初（４月）、いのちを見つめる強調月間（６月）、人権教育月間（１２月）

【いじめ防止の具体的取組】

（１）保護者や地域との連携

①学校と保護者との連携の方法を共有し、お互いが発信できる体制を作る。

②学校やＰＴＡが主催する研修会、講演会を企画運営する。

③地域行事に積極的な参加し、地域からの情報を得る。

（２）道徳教育の充実

①いじめを許さない心を育成する。

②安心、安全な子どもの居場所づくりを確保する。

（３）生徒指導の充実

①定期的なアンケートを実施する。（年２回･･･６月、１１月）

②定期的な個人面談相談を実施する。（年２回･･･６月、１２月、随時）

③日記や生活ノートなどからの実態把握

（４）特別活動の充実

①子ども同士が一緒に活動する場を設ける。（学校行事、学級遊び、集会活動、縦割活動）

②代表委員会での取組により、自己指導能力を育成する。（自己決定，自己存在感，実感的人間関係）

（５）職員研修及び情報共有

①いじめの認識を共有したり、いじめ対応への指導力を伸ばしたりする研修を企画運営する。（研修会、講演会）

②フリートーキングの時間に、情報を共有する。

③随時、児童生徒理解支援システムに記録を残す。

（６）その他

①いじめ相談を活用する。（保健室での相談、相談窓口の周知）

【早期発見】･･･児童の変化を見逃さない、些細なことでも報告

（１）教職員による観察や情報交換

①職員室で、児童についての情報交換（随時）

②フリートーキングの時間に、情報を共有（毎週）

③気付きや予兆を見逃さず、児童生徒理解支援システムに記入

（２）定期的なアンケートの実施

①いじめに関する児童の実態把握アンケートを実施（年２回･･･６月、１１月）

②個人面談（年２回･･･６月、１１～１２月、随時）

③日記及び生活ノート等から、子どもの実態の把握（随時）

（３）教育相談体制の整備

①児童の教育相談・カウンセリング（随時）

②スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー（必要に応じて）

（４）ＰＴＡ・地域からの情報提供

①保護者からの連絡（随時）

②学級懇談会、（年7回）ＰＴＡ運営委員会（年４回）

③スクールエリア推進委員会（年３回）

④町内３校連携（年３回）、自治協議会子育て部会（年３回）等

（５）相談機関の周知

※　別紙一覧表

【いじめに対する措置】

（１）的確な情報収集

〇担任による実態把握で、該当児童、関係児童への聞き取り→教頭・校長に報告→第一次判断

〇　　〃　　で、保護者への聞き取り→教頭・校長に報告→第二次判断

〇その場指導で収まる場合は、担任、生活指導主任、または管理職による個別指導

（２）基本的な緊急対応

〇いじめ対策委員会の開催（組織的対応、具体的対応を協議）

ア）いじめを受けている児童に対して

・いじめを受けている児童の安全を確保

・いじめを受けている児童に寄り添い、支える体制作り

・家庭訪問をして、いじめを受けた児童の保護者との情報共有（即日訪問し、学校の方針を伝える）

イ）いじめた児童に対して

・いじめた児童への再発防止に向けた毅然とした指導

・いじめた児童の保護者への助言

・出席停止等の措置をとる場合、教育委員会との連携、関係機関への派遣申請

ウ）周囲の傍観している児童に対して

・周囲の児童が傍観者にならないように、学級集団へ指導

・互いを尊重し、認め合う教育活動の推進

エ）全体

・必要に応じて専門家、地域関係者機関等の参加を呼びかけた対応

（３）調査による実態把握

〇深刻な場合、または広範囲に広がっている場合は全校（学年）アンケート調査の実施

（４）解決に向けた指導・援助（各職員の役割）

ア）担任（状況に応じて生活指導主任または教頭も参加）

・個別指導、周囲児童への指導、関係保護者と指導方針の共有

・学級内の人間関係把握

イ）生活指導主任

・収集した情報の整理

・全校児童への全体指導

ウ）養護教諭

・いじめられた子どもの学校での相談・カウンセリング

エ）管理職

・教育委員会及び関係機関との連携

・保護者説明会等の開催及びマスコミ対応

（５）継続指導・経過観察

・継続的な児童の観察、及び継続的ないじめ対策委員会の開催

（６）再発防止

・家庭との連携、観察及び収集した情報の共有（職員・保護者とも）

・学級経営の改善、思いやりの心を育てる教育活動の実践

（７）配慮事項

①いかなる場合も真摯に受け止め、関係する友達や保護者からの情報収集等を通じて、事実関係の把握を迅速かつ正確に行い、関係者全員でその解決に取り組む。

②教職員は、いじめられている側の保護者を受容的マインドで受け止める。そして、いじめの問題を自らの課題としてとらえ、全職員が緊密な情報交換や共通認識を図り、一致協力して事象に対応していることを保護者に伝え、信頼の回復に努める。

③保護者には、随時入手した正確な情報や指導状況を伝え、学校の対応について理解していただくとともに、学校に対しての安心感をもってもらうよう配慮する。

○年間計画

月	内　　容	備　　考
４月	いじめ対策委員会（１）【随時】 ＰＴＡ総会での説明 フリートーキング・児童生徒理解支援システムでの実態把握	フリートーキング（毎週火曜日開催）
５月	スクールエリア推進委員会（１） 家庭訪問	C4th いいとこさがし記入
６月	いのちを見つめる強調月間・個人面談（１） いじめに関する児童の実態把握アンケート調査（１） 代表委員会（１）	
７月	保護者面談（夏季休業中）	
８月	職員研修（校内研修）	町内３校情報交換
９月	いじめ対策委員会（２）【随時】	
１０月	ＰＴＡメディア研修会	
１１月	いじめに関する児童の実態把握アンケート調査（２） スクールエリア推進委員会（２）・代表委員会（２）	
１２月	人権週間・個人面談（２）	学校評価
１月		
２月	スクールエリア推進委員会（３）	
３月	いじめ対策委員会（３）【随時】	C4th いいとこさがし記入完了

〇組織的な対応イメージ

① いじめの予防

〇校内体制の確立（いじめ防止委員会）
〇「いじめ対策ハンドブック」「いじめのない学校・学級づくり実践事例集」等の活用による教職員の対応力向上をめざした職員研修（校内研修）
〇人権意識と生命尊重の態度の育成（道徳教育・学校行事・体験活動）
〇児童会活動を通した自己指導能力の育成（児童集会・代表委員会での取組）
〇児童の「規範意識」「思いやり心」の育成（道徳教育・学校行事・体験活動）
〇家庭・地域・関係機関との連携強化（地域行事への積極的参加・研修会、講演会）

②いじめの情報

③情報の収集

〇教職員、児童、保護者、地域住民、その他から「いじめ対策委員会」に情報を集める。

④指導・支援体制を組む

〇「いじめ対策委員会」で指導・支援を組む。
（学級担任、養護教諭、生活指導主任、教務主任、管理職などで役割を分担）
※必要に応じて第３者が出席する（PTA 会長、SSW など）
〇ネット上のいじめは、市教委と相談しながら対応

連　携

関係機関との連携

⑤児童への指導・支援

〇いじめられた児童にとって、信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制を作る。
〇いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
〇いじめを見ていた周囲の児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。

⑤保護者との連携

〇つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害、被害とも） の家庭訪問等を行い、事実関係を　伝えるとともに、今後の学校との　連携方法等について話し合う。

〇随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。
〇常に状況把握に努める。

〇いじめ防止のための校内体制と関係機関の連携

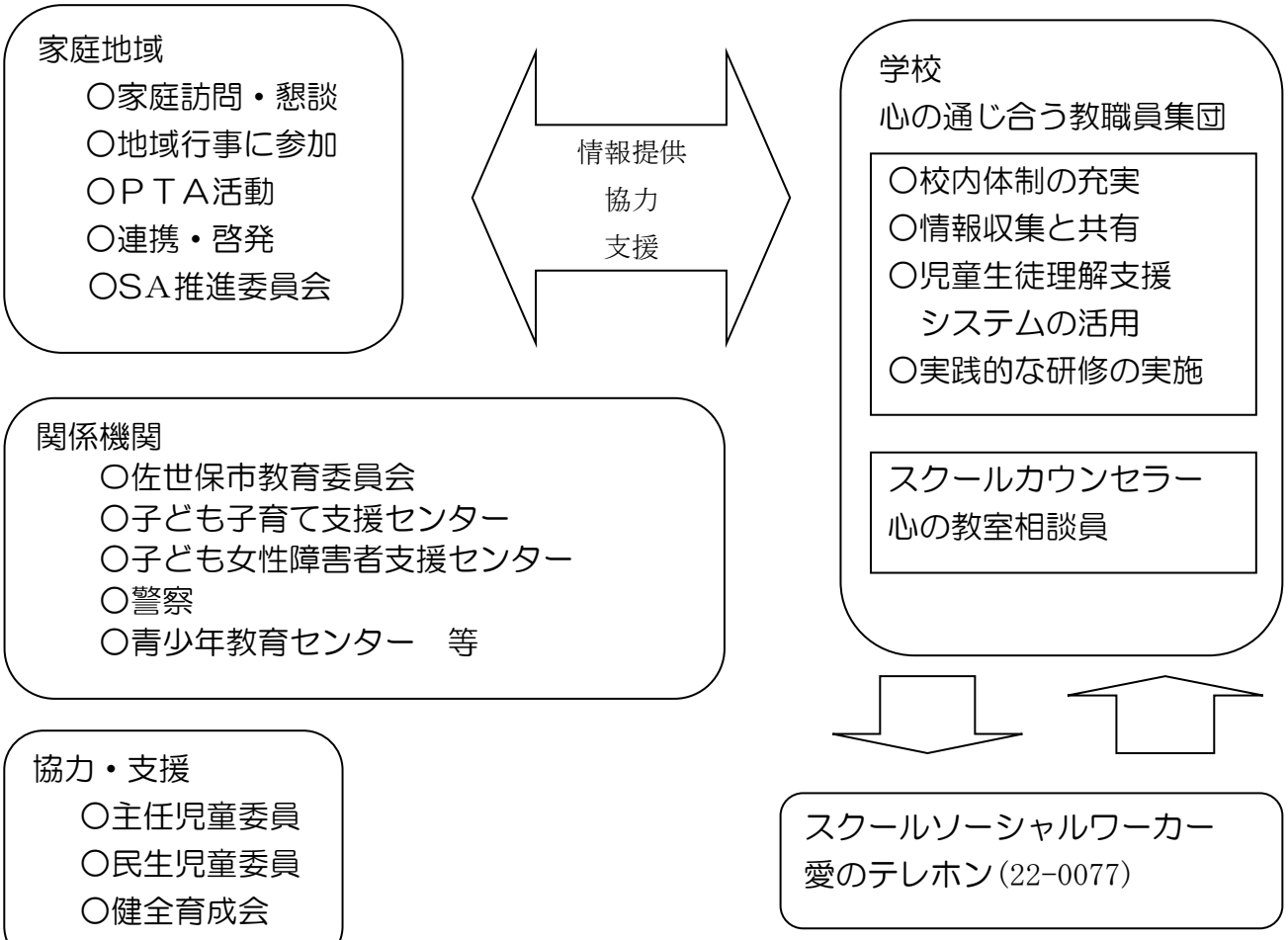

子ども一人一人の命と人権を大切にする集団作り

資料：相談窓口一覧（周知する）

機　関　名	連　絡　先
佐世保テレホン児童相談室	２３－１１１７
ヤングテレホン（県警）	０１２０－７８－６７１４
24 時間子供 SOS ダイヤル	０１２０－０－７８３１０
子ども人権１１０番	０１２０－００７－１１０